

消防力強化計画 検証（平成28年度）

平成 29 年 9 月 20 日 作成

業務名	3. 警防事務

所属	8. 警防課
----	--------

作成者名	警防課 増田好憲
	警防課 川井賀行
確認者名	警防課長 大橋充

1. 業務内容

- ・消防用車両、資機材等の整備に関する事務
- ・水火災、地震等の災害対策に関する事務及び警防本部の設置、運営に関する事務
- ・消防水利の管理に関する事務
- ・消防相互応援、緊急消防援助隊に関する事務
- ・救急救命士の教育、研修に関する事務
- ・救急車の適正利用PTに関する事務
- ・応急手当普及啓発に関する事務
- ・MC協議会に関する事務
- ・県消防長会救急部会に関する事務
- ・救助大会に関する事務
- ・水難救助に関する事務
- ・救急、救助に関する調査に関する事務

2. 活動実績

業務指標	単位		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
消防用車両更新台数	台	計画	4	4	4	3	4	5
		実績	3	5	4			
消火栓区画線表示数	箇所	計画	60	60	60	60	60	60
		実績	60	60	60			
緊急消防援助隊活動回数(訓練含む)	回	計画	2	3	3	2	2	2
		実績	2	3	3			
救命士気管挿管病院実習者数(ビデオ喉頭鏡実習者数含む)	人	計画	4	4	4	4	4	4
		実績	4	6	3			
救命士処置拡大認定者数	人	計画	0	4	4	4	4	4
		実績	0	5	5			
指導救命士認定者数	人	計画	0	0	1	1	1	1
		実績	0	0	1			
救命講習インストラクター養成者数	人	計画	30	30	30	30		
		実績	21	23	27			
救急講習受講者数	人	計画	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		実績	2,236	2,006	2,010			
救急車適正利用啓発ポスター応募数	枚	計画	0	50	50	50		
		実績	0	8	152			

成果指標	単位		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
消防用車両の不具合によって業務に支障があった件数	件	目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
消火活動時において消防水利を使用する際に支障があった件数	件	目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			0
緊急消防援助隊応援出動回数	回	目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
気管挿管救命士の養成	%	目標	100	100	100	100	100	100
		実績	100	100	75			
搬送CPA症例でのバイスタンダーCPR実施率	%	目標	100	100	100	100	100	100
		実績	44	53	57			
搬送CPA症例での救命士特定行為実施率	%	目標	100	100	100	100	100	100
		実績	84	84	87			

3. 平成28年度活動業務の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・車両更新計画に基づき、4台(はしご付消防自動車、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、指揮車)を更新した。 ・消火栓区画線を60箇所(焼津市内32箇所、藤枝市内28箇所)表示した。 ・関東ブロック、中部ブロック単位及び県内で実施した緊急消防援助隊合同訓練に参加した。 ・災害派遣職員用の非常用食料を整備した。 ・気管挿管病院実習派遣の事務及び静岡県MC協議会での認定事務を行い、3名が認定された。 ・指導救命士養成講習受講者の静岡県MC協議会での認定事務を行い、1名が指導救命士として認定された。 ・処置拡大追加講習受講者の静岡県MC協議会での認定事務を行い、5名が認定された。 ・救命講習インストラクター養成講習の事務を行い、27名が認定された。 ・救急車適正利用PTの事業に伴う啓発用ポスターの募集事務を行い、152名の応募があった。
-------------------------	---

4. 活動業務の改善事項	<input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地が有る⇒【現状の課題】 <input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地が有る⇒【事務事業の向上】 <input type="checkbox"/> 改善の余地なし⇒5
	<ul style="list-style-type: none"> ・更新する消防車両の仕様を精査する必要がある。 ・緊急消防援助隊の活動には、派遣職員の勤務、派遣車両等の調整が必要となり、一時的に管轄内の消防力が下がる。 ・各署において消火栓区画線表示の要望箇所数を調整後、実施している。 ・平成25年度より救命講習インストラクター養成事業を実施し101人養成したが、インストラクターによる普通救命講習の実施率が低く当初の目標が達成できていない。普通救命講習の受講者を増やすために別の角度でのアプローチが必要である。 ・平成27年度より救急車適正利用事業の一環として適正利用啓発ポスターの募集及びリーフレットの配布を行ったが、思うような効果が出ていない。救急車適正利用のために別の取組を考慮する必要がある。 ・指導救命士を2年間で2名養成する事業計画であるが、救急需要の増加及び複雑多様化していく救急現場に的確に対応するためには、指導救命士の更なる養成が必要となってくる。

5. 今後の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善⇒【具体的対策とスケジュール】 <input type="checkbox"/> 住民サービスの向上⇒【具体的対策とスケジュール】 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持⇒終了
	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して車両更新計画に基づき老朽化した消防車両を整備していく。 ・緊急消防援助隊の出動要請に備え、必要資器材の整備や合同訓練へ参加する。 ・消火栓は火災防ぎょ活動上最も重要なものであるため、その場所を明示する区画線は不明瞭にならないよう継続して表示をする必要がある。 ・救命講習インストラクター養成事業及び救急車適正利用事業を終了し、新たに予防救急啓発事業を立ち上げる。 ・指導救命士養成事業を継続し、救急活動体制の充実強化を図る。

6. 上記5を実現するための課題と解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・車両更新時には多額の経費がかかるため、車両仕様の精査、補助金等の継続的な確保に努めるとともに、日常の車両整備の徹底や使用頻度等を考慮した車両運用を図る。 ・緊急消防援助隊の活動に伴う派遣職員の勤務、派遣車両等の調整については、署所間での調整によるものとする。 ・消火栓区画表示が必要な箇所が多数ある場合は、交通状況等支障がなければ職員による表示を実施する。また、道路改良工事等に合わせ区画表示についても漏れが生じないよう関係部局と調整する必要がある。 ・消防水利が不足する区域については、二市に対して設置要望を継続する。 ・予防救急啓発事業として、救急出動件数を減らすために年代別実施する救命講習で救急に関心に向け、救急車の適正利用を促す。タクシー業者への患者搬送事業認定。福祉部局と連携し、高齢者への熱中症、インフルエンザ等の予防対策を実施し救急車の適正利用を指導する。 ・指導救命士を基幹消防署に3名ずつ警防課に1名を配置するために、今後5年間かけて養成していく。
-----------------------------	--